

協定項目番号	23-1	合併協定項目	各種事務事業(広聴広報・情報公開関係)の取扱い	専門部会名	総務部会	分科会名	総務分科会
調整の方針(案)		3 個人情報保護について 個人情報保護については、合併時まで調整し、統一するものとする。					
		観音寺市	大野原町			豊浜町	
個人情報保護について 根拠例規		観音寺市個人情報の保護に関する条例 平成15年10月1日条例第19号 施行 平成15年10月1日	大野原町個人情報保護条例 平成14年3月22日条例第3号 施行 平成14年4月1日			豊浜町個人情報保護条例 平成14年3月29日条例第9号 施行 平成14年4月1日	
目的		この条例は、実施機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、実施機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。	この条例は、町の実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正を求める権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。			この条例は、町の実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正等を求める権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。	
実施機関		市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会	町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会			町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会	
個人情報の定義		生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。			個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。	
個人情報の保有の制限		実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令及び条例(以下「法令等」という。)の定める所掌事務を遂行するため必要な場合限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。	実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。			実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。	
審議会		観音寺市個人情報保護対策審議会 ・委員 10人以内 ・任期 2年	大野原町個人情報保護審議会 ・委員 6人以内 ・任期 2年			豊浜町個人情報保護審査会 ・委員 5人以内 ・任期 2年	
【参考】	個人情報保護制度について	個人情報の適正な取扱いについての基本的事項		個人に関する情報			
	個人情報とは、現在の高度情報化社会の進展に伴い、情報処理の大量性、迅速性などにより行政や民間で広い範囲で利用され取り扱われており、行政にとって個人情報の保護は大きな課題となっている。 このような状況から、実施機関が個人情報の適正な取扱いをして、住民に自己情報コントロール権として、自己情報の開示、訂正及び削除に関する権利を保障することは、住民の人格的利益と基本的人権を保護する上から、また、市民と行政との信頼関係に一層の強化を図るためにも、必要不可欠な要件であるといえる。	市・町がどのような個人情報を保有しているか明らかにすること。 個人情報の収集に当たっては、収集目的を明確にし、収集する個人情報は目的達成のために必要な範囲内のものとする。 個人情報の漏えい、滅失、改ざん等を防止し、常に正確かつ最新なものとして管理すること。 個人情報を収集したときの利用目的以外に原則として利用しないこと。 個人情報を収集した実施機関以外のものに原則として提供しないこと。 事業者が取り扱う個人情報について、保護措置を設けること。		氏名、性別、生年月日、住所、本籍など戸籍の事項に関する個人情報 思想、信条、宗教、意識、趣味等に関する個人情報 学歴、職歴、賞罰、成績、資格、犯罪歴など経歴に関する個人情報 障害、傷病など心身の状況に関する個人情報 資産内容、収入、所得など財産等の状況に関する個人情報 職業、交際関係など生活記録に関する個人情報			

協定項目番号	2 3 1	合併協定項目	各種事務事業(広聴広報・情報公開関係)の取扱い	専門部会名	企画部会	分科会名	広聴広報分科会
調整の方針(案)		1 広聴広報について (1) 広報紙、ホームページについては、合併時までに調整し、新市において新たに発行・作成するものとする。 (2) 相談業務等については、合併時までに調整し、統一するものとする。 (3) ケーブルテレビ放送については、合併時までに調整、統一し、オフトーク通信については、新市において調整するものとする。					
		観音寺市	大野原町	豊浜町			
広聴広報について							
広報紙	名称 発行日・部数 サイズ 配布方法	広報かんおんじ 毎月1日・13,800部 A4版 ・自治会を通じて配布 ・公共施設等は職員が配布 ・市外の公共機関等へ郵送	広報おおのほら 毎月1日・4,000部 A4版 ・自治会を通じて配布 ・町内企業等は庁務員が配布 ・町外の公共機関等へ郵送	広報とよはま 毎月1日・3,400部 A4版 ・自治会を通じて配布 ・町内企業等は用務員が配布 ・町外の公共機関等へ郵送			
相談業務	委員の推薦 行政相談委員数 行政相談所の開設状況 1日合同行政相談所開設	社会的信望があり、行政運営の改善について理解と熱意を有するものを選 2人 毎月第1・3金曜日 平成14年10月21日開設	社会的信望があり、行政運営の改善について理解と熱意を有するものを選 1人 毎月第3木曜日	社会的信望があり、行政運営の改善について理解と熱意を有するものを選 1人 毎月第3火曜日 平成14年10月22日開設			
ケーブルテレビ放送等	ケーブルテレビ放送 オフトーク通信	・行政情報発信業務(文字放送) ・目的...市行政情報の提供 ・委託先...三豊ケーブル(株)	・行政情報発信業務(文字放送) ・目的...町行政情報の提供 ・委託先...三豊ケーブル(株) 町行政情報発信業務	・行政情報発信業務(文字放送) ・目的...町行政情報の提供 ・委託先...三豊ケーブル(株)			
地区懇談会	開催時期 開催単位	年1回 各地区公民館					
ホームページ	開設主体 開設日 更新頻度 掲載内容	観音寺市 平成8年9月1日回 市行政情報	大野原町 平成13年6月 随時 町行政情報	豊浜町 平成14年2月1日回 町行政情報			
【先進地事例】		さぬき市 1 新市においても、広報紙を発行することとし、発行日は毎月15日、発行回数は年12回とする。また、配布は、自治会を通じて行う。 2 新市において、ホームページを開設する。 3 大川町、寒川町、長尾町の各有線テレビは、合併時に統合する。ただし、チャンネルは、現行のとおりとする。なお、津田町、志度町への拡張工事は、新市において実施する。 4 津田町の防災無線、志度町のオフトーク通信は、有線テレビの供用開始まで現行のとおりとする。 5 相談業務については、新市において、現行の相談業務等が実施できるよう調整する。	篠山市 1 広報の発行回数は、丹南町の例により、発行日については、篠山町の例によるものとし、配布方法は合併時に調整するものとする。 2 防災行政無線等の情報通信については、現行のとおりとする。 3 相談業務については、新市において、現行の相談業務が実施できるよう調整する。	東かがわ市 1 相談業務については、新市において現行の相談業務が実施できるよう調整する。 2 広報紙については、毎月発行する。 3 その他の広聴広報関係事業については、新市において調整する。			

協定項目番号	23-1	合併協定項目	各種事務事業(広聴広報・情報公開関係)の取扱い	専門部会名	総務部会	分科会名	総務分科会
調整の方針(案)	2 情報公開について 情報公開については、合併時まで調整し、統一するものとする。						
情報公開について 根拠例規	観音寺市	大野原町	豊浜町				
	観音寺市公文書公開条例 平成12年3月28日条例第4号 施行 平成13年4月1日	大野原町情報公開条例 平成14年3月22日条例第2号 施行 平成14年4月1日	豊浜町情報公開条例 平成14年3月29日条例第8号 施行 平成14年4月1日				
目的	この条例は、市民の公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市政への市民の参加をより一層推進し、市政に対する市民の理解を深め、もって地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする。	この条例は、町民の公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、町の保有する情報の一層の公開を図り、町政に関し町民に説明する責務が全うされるようにし、町政に対する町民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した町政の発展に寄与することを目的とする。	この条例は、町民の行政文書の公開を請求する権利につき定めることにより、町の保有する情報の一層の公開を図り、町政に関し町民に説明する責務が全うされるようにし、町政に対する町民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した町政の発展に寄与することを目的とする。				
実施機関	市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会	町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会	町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会				
公文書の定義	実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)で、決裁又は閲覧の手続きが終了し、実施機関において管理しているものをいう。	実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びに電磁的記録(フロッピーディスク、録音テープ、磁気ディスク等に記録された電子情報)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。	実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、電磁的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。				
公開を請求できるもの	(1)市内に住所を有する個人 (2)市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体 (3)市の行政により自己の権利、利益等に直接影響を受け、又は受けることが予測されるもの(当該関係公文書に限る。)	(1)町の区域内に住所を有する個人 (2)町の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (3)町の区域内の事務所又は事業所に勤務する者 (4)町の区域内の学校に在学する者 (5)前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に関し利害関係を有するもの(当該関係公文書に限る。)	(1)町の区域内に住所を有する個人 (2)町の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (3)町の区域内の事務所又は事業所に勤務する者 (4)前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に関し利害関係を有するもの(当該関係公文書に限る。)				
公開しないことができる公文書	(1)個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で、特定の個人が識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令の規定により何人でも閲覧できるとされている情報 イ 公表を目的として作成し、又は取得した情報 ウ 法令の規定による許可、免許、届出等に際して作成し、又は取得した情報で、公益上公開することが必要であると認められるもの エ 公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職	(1)個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報	(1)個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報				

	観音寺市	大野原町	豊浜町
<p>情報公開審査会</p>	<p>観音寺市公文書公開審査会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員 5人以内 ・会議は、非公開 	<p>大野原町情報公開審査会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員 6人以内 ・会議は、非公開 	<p>豊浜町情報公開審査会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員 5人以内 ・会議は、非公開
	<p>観音寺市</p>	<p>大野原町</p>	<p>豊浜町</p>

(2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えることが明らかであると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報で、公益上公開することが必要であると認められるもの

(3) 国又は県その他の地方公共団体若しくはその他の公共団体（以下「国等」という。）の機関からの協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報で、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく害するおそれのあるもの

(4) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国等の機関との間における審議、検討、調査研究等に関する情報で、公開することにより、当該又は将来の同種の審議、検討、調査研究等に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

(5) 市の機関又は国等の機関が行う監査、検査、取締り、試験、入札、交渉、争訟等の事務に関する情報で、公開することにより、当該若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれら事務の公正若しくは円滑な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

(6) 公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報

(7) 公開しないことを条件として任意に個人又は法人等から市の機関に提供された情報

(8) 実施機関（市長を除く。）又は市の執行機関の附属機関若しくはこれに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る情報で、公正かつ円滑な議事運営の確保のため、当該合議制機関等の議事運営規程若しくは議決により公開しない旨を定めているもの又は公開することにより、当該合議制機関等の公正若しくは円滑な議事運営が著しく損なわれるもの

(9) 法令の規定により明らかに公開することができないとされている情報

ウ 公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する公務員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(3) 町の機関並びに国の機関及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(4) 町の機関又は国の機関若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 町又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(5) 公にすることにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 公開しないことを条件として任意に個人又は法人等から町の機関に提供されたもの

(7) 実施機関（町長を除く。）又は町の執行機関の附属機関若しくはこれに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る情報で、公正かつ円滑な議事運営の確保のため、当該合議制機関等の議事運営規程若しくは議決により公開しない旨を定めているもの、又は公開することにより、当該合議制機関等の公正若しくは円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるもの

(8) 法令等の定めるところ又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないとされている情報

ウ 公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する公務員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(3) 町の機関並びに国の機関及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(4) 町の機関又は国の機関若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 町又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(5) 公にすることにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 公開しないことを条件として任意に個人又は法人等から町の機関に提供されたもの

(7) 実施機関（町長を除く。）又は町の執行機関の附属機関若しくはこれに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る情報で、公正かつ円滑な議事運営の確保のため、当該合議制機関等の議事運営規程若しくは議決により公開しない旨を定めているもの、又は公開することにより、当該合議制機関等の公正若しくは円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるもの

(8) 法令等の定めるところ又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないとされている情報

費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料 ... 規定で定める額 ・写しの費用...実費負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料 ... 無料 ・写しの費用...実費負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料 ... 規定で定める額 ・写しの費用...規定で定める額
不服申立て	<ul style="list-style-type: none"> ・審査会へ諮問 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査会へ諮問 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査会へ諮問

【 参考 】

(1) 情報公開制度について

情報公開制度とは、行政が保有する情報について誰もが「情報開示請求権」を保障し、開示請求のあった当該情報を請求者に原則開示することを行政に義務づける制度（情報公開請求制度）である。これによって、誰もが行政情報を利害関係の有無に関わらず見ることができる。

情報公開条例の概要

- ・請求権者誰もが、自治体の実施機関にある情報の公開を請求することができる。
- ・実施機関は、市町村長、議会、各種行政委員会であるが、情報公開条例に定められた非開示情報（開示されない情報）に該当しない限り公開しなければならない。
- ・非開示として公開を拒否されたとき、それに不服がある請求権者は、実施機関に不服申立てができる。申し立てられた実施機関は、通常、第三者たる審査会に諮ったうえでその答申を得て、再度公開、非公開の決定をする。

制度の目的

- ・行政の監視
- ・市町民の行政への参加
- ・市町民の権利保護
- ・行政情報の有効活用
- ・市町民と市町との信頼関係の強化
- ・民主的で公正な市町政運営の確保

(2) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（抜粋）

（地方公共団体の情報公開）

第41条 地方公共団体は、この法律の趣旨ののっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

(3) 先進地事例

〔西東京市〕

- ・公文書開示・公文書公開に関すること
新市において、田無市の基準で制度化を図る。
- ・個人情報の保護に関すること
新市において、保谷市の基準で制度化を図る。

〔さいたま市〕

- ・情報公開事業の取扱い
情報公開事業については、合併までに課題等を整理し新市において制度化するものとする。

〔さぬき市〕

- ・情報公開の取扱い
住民に市が保有する情報の開示を請求する権利を保障し、従来にも増して行政事務の透明性を確保することで、住民参加によるまちづくりを推進し、地方自治の本旨ののっとり、公正で民主的な市政を実現するため、情報公開条例を合併時に制定する。